

令和4年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準

令和4年度に使用する義務教育諸学校の教科用図書を各採択権者が採択する場合、その基準は次のとおりとする。

- 1 内容や組織・配列・分量が児童生徒の実態及び学校や地域の実態に適した教科用図書を採択すること。
- 2 使用上の配慮や工夫がなされ、地域の教育目標、教育方針や重点に沿った教科用図書を採択すること。
- 3 令和3年度における「教科書採択に関する手続き」等は次のとおりとすること。

(1) 市町村立学校の場合

ア 教科用図書の採択に当たっては、この基準によるとともに、岩手県教育委員会が別に示す選定に必要な資料を参考にするなど、岩手県教育委員会の指導、助言、または援助により行うものとする。

イ 小学校用教科書の採択について

令和3年度は、令和2年度と同一の教科書を採択すること。

ウ 中学校用教科書の採択について

令和3年度は、令和2年度と同一の教科書を採択すること。

なお、令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」が新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能であること。

その際、次の事項に留意すること。

- ① 採択替えを行うことができるのは、中学校社会（歴史）の種目のみであること。
- ② 採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるものであること。その際、県教育委員会で行う調査研究の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。
- ③ 採択権者において、中学校社会（歴史）の全ての教科書について改めて調査研究等を行った結果、採択している教科書又は新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えすることも可能であること。

④ 上記を含めて採択替えを行う場合には、無償措置法の規定の趣旨に則り、教科書採択の公正性・透明性を確保する観点から、採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが必要であること。

⑤ 採択替え後の教科書を採択する期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間であること。

エ 一般図書（特別支援学校・学級用）の採択について

学校教育法附則第9条の規定による教科書については、毎年度採択替えを行うことができること。

オ 採択に当たっては、採択地区内の採択を円滑にするため、別に示す地区教科用図書採択協議会規約（例）により、使用教科書採択のための協議会を設置し、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定による協議会を設置して行うものとする。

カ 公平・公正な採択に留意するとともに採択結果及び採択理由について公表すること。

キ 特別支援学級において使用する教科用図書の採択は、次の事項に示すところにより行うものとする。

① 同一採択地区内の小学校、中学校の特別支援学級で使用する教科書は種目ごとに当該採択地区内の小学校、中学校において使用する教科書と同一のものを採択すること。

② 特別の教育課程を編成し、教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適当でない場合には、原則として、下学年用の検定教科書又は特別支援学校用の文部科学省著作教科書を採択することが望ましいこと。

③ 下学年用の検定教科書又は特別支援学校用の文部科学省著作教科書を使用することが適切でない場合には、一般図書（特別支援学校・学級用）として絵本等（拡大教科書を含む）を採択することができること。

ク 一般図書（特別支援学校・学級用）の選定に当たっては、次の事項を考慮すること。

① 学校の教育目標及び方針に照らして適切なものであること。

② 地域や学校の特性及び児童生徒の障がいの種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）で、指導を効果的に展開できるようなものであること。

(2) 県立学校（特別支援学校）の場合

ア 令和4年度使用の特別支援学校小学部及び中学部使用教科書は、前記3の(1)の市町村立学校の場合イ、ウによること。

イ 特別支援学校小学部及び中学部使用教科書については、文部科学省著作教科書も検定教科書も発行されていない教科もあるので、当該教科については学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択することができること。また、重複障がいの子童生徒について特別の教育課程による場合で文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合には、絵本等を採択することができること。
(学校教育法附則第9条、同施行規則第131条の2)

ウ 学校教育法附則第9条の規定による教科書については毎年度採択替えを行うことができること。

エ 検定教科書又は文部科学省著作教科書と絵本等を併せて採択することはできないこと。

オ 視覚障がいを対象とする特別支援学校小学部及び中学部の弱視者の「国語」の教科書については、検定教科書のほかに文部科学省著作の点字版教科書を併せて採択することができること。

カ 聴覚障がいを対象とする特別支援学校の小学部及び中学部の国語については、文部科学省著作の「言語指導」又は「言語」の教科書のほかに、小学校又は中学校用の国語の検定教科書を併せて採択することができること。

キ 知的障がいを対象とする特別支援学校の小学部の「生活」の教科書については、必ずしも1種目の教科書に限定することなく、「生活」の教科書の内容により、必要に応じて、教科の主たる教材として適切な教科書を採択することができること。

(3) 県立学校（高等学校に併設する中学校）の場合

一関第一高等学校に併設する県立中学校において令和4年度に使用する中学校用教科書の採択は、市町村立学校の場合と同様とすること。

(4) 国立及び私立学校の場合

採択に当たっては、この基準の市町村立学校の場合の例によるとともに、岩手県教育委員会の指導、助言または援助により行うものとする。